

## Q 米国の新たな火力発電所のCO<sub>2</sub>排出抑制策の本質は？

若林 雅代

2015年12月、米国の既設火力発電所のCO<sub>2</sub>排出に対する新たな規制が発効した。Clean Power Plan (CPP) と呼ばれるこの規制では、連邦環境保護庁 (EPA) のガイドラインに基づき、州ごとに設定する排出削減目標を達成するため、州が具体的な施策を検討・実施する。EPAは、事業者による州を超えた取り組みを可能にする手段として、排出量取引の活用を提案している。

本稿ではCPPの実体を紹介し、日本がこれをどう理解すべきかを論じる。

### 【目標指標は州が選択】

CPPでは、2022年～29年と2030年以降の州別排出量目標を総量と原単位で設定し、州がいずれか一方を選択する。EPAは、CPPの実施により、発電部門の2030年CO<sub>2</sub>排出量の2005年比32%低減を見込む。

州は、自らの目標達成のための具体策を示した計画 (州計画) を策定する。州が2016年9月までに州計画案をEPAに提出しない場合、EPAが代替の計画 (連邦計画) を策定することと規定されている。ただし、2016年2月9日の連邦最高裁によるCPPの一時差止決定により、EPAは未提出州に対する連邦計画の検討に入ることができなくなった。一時差止決定はCPPに関する訴訟の終結まで有効であり、CPP実施の大幅な遅れが予想される。

2015年8月のCPP最終決定と同時に示された連邦計画草案には、「排出総量または燃料種別原単位による発電所規制+排出量取引」という、州計画のモデルと具体的な取引ルールの提案が含まれる。州計画が一定の条件を満たす場合、他州の事業者との排出量取引を目標遵守に活用できる。ただし、異なる目標指標を掲げる州の間での取引は認められない。通常、取引機会が多いほど目標達成費用を低減できるので、排出量取引の活用を考える州は、州目標指標の選択において他州やEPAに同調すると予想される。

### 【天然ガス資源賦存が前提、規制対象は既設のみ】

CPPの狙いは、石炭からガスへの燃料転換によるCO<sub>2</sub>削減である。国内の天然ガス資源開発によって、米国では石炭火力の優位性が弱まっている。さらに、資源国である米国にはエネルギー安全保障上の懸念がない。このため、米国にとって燃料転換は経済的にも政治的にも合理的な選択肢となる。

CPPの課題として、根拠法である大気浄化法の規定により、CPPは新設の発電施設を規制対象としない点が挙げられる。州が総量目標を採用する場合、新設施設への置き換えで州目標が達成され、CPPが意図するCO<sub>2</sub>削減をもたらすほどの燃料転換を実現しな

い恐れがある。

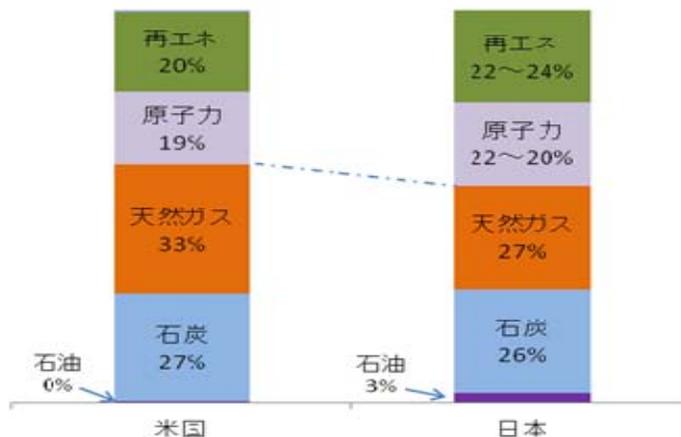
【総体としてC P Pに優る日本の施策】

日本は、米国よりはるかに厳しい3 E（環境・エネルギー・経済）の制約の下に、その同時達成の実現に向けた個別の施策を講じている。全体像として国が定めた「エネルギーミックス」が提示する非化石燃料比率は、C P Pの下での米国のそれより高い（図）。

環境や状況が異なる国の温暖化対策を軽々に比較することは慎むべきだが、日本における新電力を含む電気事業大の自主的な枠組みや、省エネ法・エネルギー供給構造高度化法の下に新たに展開される施策は、総体としてC P Pの規定以上に厳しい目標達成を目指すものといえる。今後はその機動的かつ柔軟な運用を通じて、期待される実効性を確保していくことが望まれる。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 主任研究員  
若林 雅代／わかばやし まさよ  
1992 年入所。専門は経済学。

図 日米における対策実施後の電源構成（2030年時点）



米国は EPA の規制影響評価より、原単位目標を達成した場合の姿  
日本は長期エネルギー需給見通しにおける 2030 年エネルギーミックスの姿。  
出典：電力中央研究所報告 Y15005.